

令和4年第4回 網走市教育委員会会議録

令和4年3月28日（月）午後2時00分 議会委員会室に招集した。

1. 出席した委員は次のとおりである。

教育委員 富永 雄一 ・ 中山 真弓 ・ 伊藤 亮人 ・ 佐々木 砂宗  
教育長 岩永 雅弘

2. 会議の議案は、次のとおり。

議案第1号 押印等の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する  
規則制定について【公開】【原案可決】  
議案第2号 網走市社会教育指導員設置規則の廃止について【公開】【原案可決】  
議案第3号 網走市教育委員会が管理する行政財産の目的外使用許可に関する  
規則制定について【公開】【原案可決】  
議案第4号 網走市立学校における働き方改革推進  
プラン（第2期）について【公開】【原案可決】  
議案第5号 網走市学校運営協議会委員の任命について【公開】【原案可決】  
議案第6号 網走市教育委員会職員の任免について【公開】【原案可決】  
報告第1号 網走市教育委員会職員の任免について【公開】【報告承認】  
報告第2号 令和4年4月1日付校長・教頭人事について【公開】【報告承認】

3. 説明のため出席した者は、次のとおり。

学校教育部長	田 口 徹
社会教育部長	吉 村 学
学校教育部次長	小路谷 勝 巳
社会教育部次長	岩 本 博 隆
学校教育部参事	高 橋 善 彦
学校教育課長	小 松 広 典
社会教育課長	岩 尾 弘 敏
スポーツ課長	大 西 広 幸
美術館長	古道谷 朝 生
博物館長	米 村 衛

4. 会議の書記は、次のとおり。

学校教育課庶務係 田 中 友 理

5. 会議の署名委員は、次のとおり。

本日出席委員全員及び教育長

岩永教育長

ただ今から令和4年第4回網走市教育委員会を開会いたします。  
本日の出席委員は教育委員4名と教育長が出席しております。

本日の会議録署名委員の指名ですが、出席をされている委員全員と教育長といたします。

次に、令和3年第11回および、令和4年第1回教育委員会会議録並びに、令和4年第1回臨時教育委員会会議録につきまして、記載した事項に関してご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

(「ありません」との発言)

特になければ、会議録は調整のとおり承認することといたします。

本日は、議案6件、報告2件でございます。

次に、教育行政について、事務報告をお願いいたします。

田口学校教育部長

1月19日から3月28日までの学校教育部教育行政報告

吉村社会教育部長

1月19日から3月28日までの社会教育部教育行政報告

岩永教育長

ただ今、報告のありました教育行政について、ご質問等ございませんか。

伊藤委員

社会教育部の3月のオンライン出前授業で子供たちから課題に対して、提案があったとのことですが、具体的に教えてください。

吉村社会教育部長

2日間の事業で、1日目は網走の魅力体験しようという網走学講座で、どのように子供たちが関わっているかという説明から始まり、網走の課題や生活の課題等を講座のテーマにしているということで、子供たちが自ら自分の考えを発表し、テーマをまとめたら、企画・立案できるという話をしました。2日目は班ごとにまとめて発表することとし、多いテーマは、ごみに関することでした。過去に、網走学の講座テーマになったという話をしたことが要因と思われます。ゴミ拾いの提案や市民向けの講座の企画が挙げられました。資料はパワーポイントで作成しました。精査したものをエコーセンターに展示して、市や学校で取り組むことが出来るか企画の原案にさせてもらうこととしました。

他になければ、以上で教育行政についての事務報告を終わらせていただきます。

それでは、本日の議題に入ります。議案第1号「押印等の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則制定について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

小松学校教育課長 議案書の1頁から2頁と教育委員会資料の1頁から14頁をご覧ください。ただ今、ご上程いただきました議案第1号「押印等の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則制定について」ご説明申し上げます。

改正の趣旨につきましては、全庁的に行政手続きの簡素化及び市民の利便性向上を図るため、書面への押印を見直すことに関し、教育委員会規則の改正を行うものでございます。

改正する規則は13の規則で、様式の押印欄を削除する規則の施行日につきましては、令和4年4月1日としようとするものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

岩永教育長 ただ今、議案第1号につきまして、提案理由の説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思えます。

佐々木委員 利用者の押印を廃止し、施設側の押印は残すということによろしいでしょうか。

小松学校教育課長 おっしゃる通り、市民の利便性を図るものであるため、施設側の押印等は残すものです。

岩永教育長 他はいかがでしょうか。

伊藤委員 利用者の欄は印字でも構わないのかそれとも、署名とするのか教えていただきたいです。

小松学校教育課長 基本的には、署名としております。

岩永教育長 それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」との発言）

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第2号「網走市社会教育指導員設置規則の廃止について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

岩尾社会教育課長

ご上程いただきました議案第2号「網走市社会教育指導員設置規則の廃止について」ご説明いたします。

議案書4頁、委員会資料の15頁をご覧ください。1の廃止の趣旨ですが、オホーツク・文化交流センターに勤務し、社会教育の指導等を行っている社会教育指導員につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月から会計年度任用職員制度による任用へと移行し、本規則により任用することがなくなり、その役割を終えたことから、廃止するものです。2の内容ですが、当該規則を廃止する規則を制定するもので、規則の条文については、委員会資料の15頁の通りです。2の内容ですが、当該規則を廃止する規則を制定するもので、規則の条文については、委員会資料の15頁の通りです。説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岩永教育長

ただ今、議案第2号につきまして、提案理由の説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思えます。

伊藤委員

社会教育指導員の仕事を教えてください。

岩尾社会教育課長

社会教育事業の実施や相談等、現在4名の方々に依頼しております。

伊藤委員

相談窓口又は講師のどちらでしょうか。どういった立ち位置か教えてください。

岩尾社会教育課長

講師のケースは少ないですが、コーディネーターという役割を担っております。

伊藤委員

会計年度任用職員制度による任用へと移行することで、役割は変わらないという認識でよろしいでしょうか。

岩尾社会教育課長

引き続き、同様の役割を担っていただくこととなります。

岩永教育長

それでは、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第3号「網走市教育委員会が管理する行政財産の目的外使用許可に関する規則の制定について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

岩尾社会教育課長

ご上程いただきました議案第3号「網走市教育委員会が管理する行政財産の目的外使用許可に関する規則制定について」ご説明いたします。

議案書、6頁、委員会資料の16頁から18頁までをご覧ください。1の制定の趣旨ですが、教育委員会が管理する行政財産で、学校施設以外の目的外使用許可につきましては、これまで規程がなく、「網走市公有財産規則」の規定を読み替えて運用しておりましたが、教育委員会の権限に係る事務であることから、新たに本規則を制定することで、必要な規定と様式を整備するものです。

なお、学校施設の目的外使用については、すでに「網走市立学校施設使用規則」がありますので、これに使用許可等の規定が定められております。

2の内容ですが、第1条に規則の目的、第2条に教育委員会への許可申請、第3条に使用許可書等の交付、第4条に許可の取り消し、第5条に目的外使用料、第6条に使用料の減額免除、第7条にこの規則に定めること以外については、別途教育委員会が定めることを規定しております。

規則の条文及び様式については、委員会資料の16頁から18頁までの通りです。

3の施行期日については、令和4年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岩永教育長

ただ今、議案第3号につきまして、提案理由の説明がございました。

これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思います。

富永委員

今回、新たに規則を定めることになった背景として、具体的な事案等ありましたら、教えてください。

岩尾社会教育課長

例えば、社会教育施設の中に、電柱を設置したいと希望があった際、目的外使用として認めておりました。エコーセンターであれば、レストランについても、本来の目的ではなく、飲食の場としての利用として、目的外利用を許可しております。従来は、網走市の行政財産規則を読み替えて運用しておりましたが、権限を教育委員会として整理することにしました。

岩永教育長

それでは、お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」との発言）

意義なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第4号「網走市立学校における働き方改革推進プラン（第2期）について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

小路谷学校教育部次長

ただ今、ご上程いただきました議案第4号「網走市立学校における働き方改革推進プラン（第2期）について」説明いたします。

別冊の資料をご覧ください。

近年、教員の多忙化解消に向けた取組の推進が喫緊の課題となっている中、当市では平成31年3月に「網走市立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、令和3年度末までの3か年計画で、北海道教育委員会が策定した『北海道アクション・プラン』に準拠する形で学校の働き方改革を進めてまいりました。

前プランにおける取組の成果と課題は、資料1頁から4頁となります。取組の推進により、令和2年度と令和3年度の比較では1か月の時間外在校等時間が小学校、中学校とも減少するなど一定の成果を得たところですが、道教委で実施した「時間外勤務等に係る実態調査」において、未だ多くの教職員が長時間勤務となっており、当市においてもさらなる取組を進める必要があることから、「網走市立学校における働き方改革推進プラン（第2期）」を策定しようとするものです。

5頁からは、本プランの概要を記載しています。5頁に示した通り本プランは「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動行うことができるようになること」を目的に策定しております。

6頁には目標、取組、期間を記載しています。第2期を令和4年度から令和6年度までの3年間とし、目標を「教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内としています。

9頁以降には、具体的な取組を記載しております。「教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備」「部活動指導にかかわる負担の軽減」「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」「教育委員会による学校サポート体制の充実」の4つのアクションを掲げています。アクション1では、スクールカウンセラーや特別支援教育支援員の配置、校務支援システムの活用促進など、これまでの取組に加え、ICT

を活用した支援の充実、道教委が作成した働き方改革手引き「Road」の積極的な活用を進めます。

アクション2では、これまでに引き続き「部活動の方針」に基づく取組を進めます。

アクション3では、人事評価制度等を活用した意識改革の促進、長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定、校務支援システムを活用した出退勤管理などを行います。また、令和4年度に予算計上しておりますメッセージ応答電話機を設置いたします。

アクション4では、ストレスチェックの実施や、弁護士による法律相談の活用、市が主催する初任段階教員研修等を活用した若手教員支援などを進めて参ります。取組の内容については、「北海道アクション・プラン」の見直しや、学校における取組状況などを踏まえながら、必要に応じて適宜見直しを行っていきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

岩永教育長

ただ今、議案第4号につきまして、提案理由の説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思います。

中山委員

実際、どういったことで時間外労働が発生しているか教えてください。

小路谷学校教育部次長

各校の教頭や主幹教諭は、教職員や児童生徒、学校設備、授業の内容を把握する必要があるので、時間が掛かります。また、道教委からの照会や突発的な児童生徒の指導があります。

中山委員

各クラスの問題は学校全体で共有されているということでしょうか。

小路谷学校教育部次長

学校長まで話を共有し、全体で取り組んでおります。

岩永教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第5号「網走市学校運営協議会委員の任命について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

小松学校教育課長

ただ今、ご上程いただきました議案第5号「網走市学校運営協議会委員の任命について」ご説明申し上げます。

議案書の9頁並びに教育委員会資料の19頁をご覧ください。

呼人小学校・中学校の学校運営協議会に、ご覧のとおり委員の一部改選があり、任期を前任者の残任期間の令和5年3月31日とするものでございます。引き続き議案書の10頁は南小学校、11頁は潮見小学校、12頁は第一中学校、これらの学校運営協議会は、設置後初めての改選ということで、委員の構成は記載のとおりで、任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岩永教育長

ただ今、議案第5号につきまして、提案理由の説明がございました。

これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思えます。

（「ありません」との発言）

それでは、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」との発言）

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第6号「網走市教育委員会職員の任免について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

小松学校教育課長

ただ今、上程いただきました議案第6号「網走市教育委員会職員の任免について」ご説明申し上げます。

議案書13頁から15頁をご覧ください。

まず、共同調理場関係についてですが、学校給食の共同調理場については、網走市学校給食共同調理場管理規則により校長が場長、教頭が次長ということになっております。西部地区共同調理場長でありました宮崎校長が転出となりますことから、網走市教育委員会職員を解くこととなり、小路谷校長を教育委員会職員に任命し、場長となります。桂ヶ岡地区共同調理場次長でありました大垣教頭が網走市採用となり、一旦、網走市教育委員会職員を解くこととなり、白川教頭を教育委員会職員に任命し、次長となります。

向陽ヶ丘地区共同調理場次長でありました三村教頭が転出となりますことから、網走市教育委員会職員を解くこととなり、大東教頭を教育委員

会職員に任命し、次長となります。同様に、南地区共同調理場次長は澤田教頭から田中教頭に、東部地区共同調理場次長は加賀谷教頭から、林教頭となります。東部地区共同調理場次長は加賀谷教頭から、林教頭となります。

次に、教育委員会事務局職員関係です。

社会教育課長の岩尾が転出することから、網走市教育委員会職員を解くこととなり、新たに市民活動推進課長の湯浅が社会教育課長に命ぜられております。社会教育部長の図書館長事務取扱が解かれ、新たに建設港湾部参事の細川が図書館長に、学校教育課長の小松が学校教育部次長に、小路谷次長の退職に伴い、新規採用の大垣が学校教育部次長に、学校教育部参事の高橋が、部参事に併せて学校教育課庶務係長の事務取扱を命ぜられ、スポーツ課管理係長の佐藤が、スポーツ課参事に美術館長の古道谷が、美術館長に併せて管理係長の事務取扱を命ぜられております。

網走市教育委員会職員の任免については、以上でございます。

岩永教育長

ただ今、議案第6号につきまして、提案理由の説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思います。

(「ありません」との発言)

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、報告第1号「網走市教育委員会職員の任免について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

小松学校教育課長

議案書の16頁から18頁をご覧くださいと思います。

ただ今、上程いただきました報告第1号「網走市教育委員会職員の任免について」ご説明させていただきます。

今回、教育委員会の職を解かれ、他部局に発令された一般職員は7名、他部局から、教育委員会職員に任命されたのは6名でございます。

次に、教育委員会内の異動者は1名で、合計14名となっておりますので、ご報告させていただきます。以上でございます。

岩永教育長

ただ今、報告第1号につきまして、事務局から報告がございました。

これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思います。

(「ありません」との発言)

ただ今、報告のありました報告第1号につきましては、報告のあったとおり承認することといたします。

次に報告第2号「令和4年4月1日付校長・教頭人事について」を上程いたしますので、事務局から報告をお願いいたします。

小松学校教育課長

ただ今、上程いただきました報告第2号「令数4年4月1日付け校長・教頭人事について」ですが、3月10日の委員会で付議をしました「校長・教頭の内申」につきまして、それぞれ、議案書の19頁から21頁に記載のとおり発令されましたので、ここにご報告いたします。

以上でございます。

岩永教育長

ただ今、報告第2号につきまして、事務局から報告がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思います。

(「ありません」との発言)

ただ今、報告のありました報告第2号につきましては、報告のあったとおり承認することといたします。

以上で本日の案件につきましては、全て終了いたしました。その他、案件以外で何かございますか。

なければ、以上をもちまして本日の教育委員会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。

【午後2時45分 閉会】